



全米販の業務災害共済

何がおこるかわからない毎日、
いざという時の備えは万全ですか。

少ない共済費で大きな補償

1口あたり年間わずか1,650円で、
最高812万円のお見舞金。
(死亡・後遺障害800万円／入通院費12万円)

もしこんな事故によって
災害を被ったときに見舞金をお支払いします

1. 米穀店の日常業務中に発生した業務災害
2. 組合業務に関する業務災害(但し、研修旅行、レクリエーションは対象となりません)

① 米穀等の運搬・
積込み作業中の
事故



② 精米機械等
作業中の事故



③ 米袋等の
荷崩れ事故



④ 配達先での
事故



⑤ 配達中の交通事故



⑥ 事務所・店舗内
での事故



⑦ 通勤途上の事故



但し、労災未加入者は、
死亡・後遺1～6級につ
いては対象となりません。

見舞金の種類(1口)

■死亡

800万円



■後遺障害

800万円(1・2級)
~8.3万円(14級)



■入院

12万円~1万円



■通院

10.9万円~1万円



加入について

加入方法	小売店ごとに店主・従業員(家族従業員を含む)の全員で加入してください。
共済期間	毎年4月1日~翌年3月31日の1年間 但し、中途加入の開始日は、毎月1日とします。
加入手続	共済期間開始日の前月20日までに お申し込みください。
共済費	1人年間1,650円(1口) 年度途中の加入も同額となります。 又、加入者の入替(同人数が退職して 同人数が採用される場合)は可能です。 (但し、労災加入者と未加入者の 入替は不可。)

加入上のご注意

- ①加入者の加入限度口数は、政府労災加入者は2口まで、同未加入者は1口です。
- ②卸が小売店を対象に加入している場合は、小売店の政府労災加入者は1口のみ加入できますが、同未加入者は加入できません。

見舞金(1口)

- ①死亡 800万円
- ②後遺障害 800万円(1・2級)~8.3万円(14級)
(等級は、政府労災認定基準による)
- ③入院・通院

入通院実日数	入院	通院
①4日~10日	10,000円	10,000円
②11日~120日迄は、 ①に一日に付加算	1,000円	900円

●ただし、1回の事故で入院と通院があるときは、その通院実日数を入院実日数として算出し、見舞金をお支払いします。

見舞金をお支払いできない場合

- ①戦争・変乱・地震・噴火・津波、核燃料物質によって生じた災害
- ②職業性疾病
- ③加入者またはこれらの事業場責任者の故意、もしくは犯罪行為により生じた災害
または災害を被った加入者本人の重大な過失によって生じた災害
- ④加入者本人が車両を飲酒運転または無免許運転している間に生じた災害
- ⑤業務を離れた日常生活における災害事故
- ⑥災害が発生してから2年を経過したもの(但し、後遺障害については、その等級が、
確定したときからとします)
- ⑦災害事故より3日までの入院・通院
- ⑧頸部症候群(むちうち症等)・腰痛で他覚症状のないもの(但し、総治療日数のうち15日間までを対象とします)

後遺障害等級別例示と見舞金(1口)

等級	後遺障害級別内容の例示	見舞金(1口あたり)
第1級	両眼が失明したもの、 両上肢、両下肢の用を全廃したもの等	800万円
第2級	1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの 両上肢を腕関節以上で失ったもの等	800万円
第3級	1眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの そしゃくまたは言語の機能を廃したもの等	500万円
第4級	両眼の視力が0.06以下になったもの 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失ったもの等	370万円
第5級	1上肢を腕関節以上で失ったもの 1下肢を足関節以上で失ったもの等	240万円
第6級	両眼の視力が0.1以下になったもの 脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの等	120万円
第7級	1眼が失明し他眼の視力が0.6以下になったもの、精神に障害を残し、 軽易な労務以外の労務に服することができないもの等	90万円
第8級	1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの 脊柱に運動障害を残すもの等	68万円
第9級	両眼の視力が0.6以下になったもの 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの等	45万円
第10級	1眼の視力が0.1以下になったもの 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの等	33万円
第11級	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 1手の中指または薬指を失ったもの等	22万円
第12級	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの等	16万円
第13級	1眼の視力が0.6以下になったもの、1手の小指を失ったもの、 1下肢を1cm以上短縮したもの等	10.5万円
第14級	3歯以上に対して歯科補てつを加えたもの、上肢の露出面に手の ひらの大きさの醜い痕を残すもの、1手の小指の用を廃したもの、 男子の外ばうに醜状を残すもの等	8.3万円

- 1.後遺障害級別内容は例示である。詳細は労働者災害補償保険法施行規則別表第1による。
- 2.後遺障害等級別内容にある視力の測定は、裸眼視力によるものではなく、眼鏡で矯正した視力による。
- 3.労災未加入者の後遺障害の級別については医師の認定に基づく。